

訪問介護利用料金表

(平成 29 年 4 月 1 日 現在)

1 介護保険給付対象サービス

原則として利用料金のうち介護保険負担割合証に記載された割合分の料金を負担して頂きます。

基本料金	身体介護	料金 (1 割負担額)
	(1) 20 分未満	165 円
(2) 20 分以上 30 分未満	245 円	
(3) 30 分以上 1 時間未満	388 円	
(4) 1 時間以上	564 円に 30 分を増すごとに +80 円	
減 算	生活援助	料金 (1 割負担額)
	(1) 20 分以上 45 分未満	183 円
	(2) 45 分以上	225 円
	身体介護の (2) ~ (4) に引き続き生活援助を行った場合	所要時間が 20 分から起算して 25 分を増すごとに +67 円 (201 円を限度)
減 算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合	所定単位数×90/100
割 増	2 人の訪問介護員等による場合	所定単位数×200/100
	夜間の場合 (午後 6 時から午後 10 時まで)	所定単位数+25/100
	早朝の場合 (午前 6 時から午前 8 時まで)	所定単位数+25/100
	深夜の場合 (午後 10 時から午前 6 時まで)	所定単位数+50/100
加 算	特定事業所加算 (Ⅱ)	所定単位数+10/100
	特別地域訪問介護加算	所定単位数+15/100
	緊急時訪問介護加算	所定単位数+100 円 (回)
	初回加算	所定単位数+200 円 (月)
	生活機能向上連携加算	所定単位数+100 円 (月)
	(1) 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数×13.7% (月)
	(2) 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位数×10.0% (月)

2 介護保険給付対象外サービス

(利用料の全額を負担して頂きます。)

そ の 他	預かり金管理費 (希望された場合に限る)	200 円 (月)
	交通費 (サービス実施地域外の居宅を訪問した場合)	20 円 (1 k m) 税別